

諮問番号 : 令和4年度諮問第7号(令和5年3月16日付け)

答申番号 : 令和5年度答申第1号(令和5年6月15日付け)

## 答 申

審査請求人〇〇〇〇が令和4年8月2日付けで提起した本件各審査請求について、審査庁岐阜県知事(以下「審査庁」という。)から諮問があったので、次のとおり答申する。

なお、この答申書において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ定めるところによる。

- 1 法 生活保護法(昭和25年法律第144号)をいう。
- 2 本件処分1 処分庁〇〇市福祉事務所長による法第63条の規定による生活保護費用返還金決定処分(令和〇年〇〇月〇〇日付け)をいう。
- 3 本件処分2 処分庁〇〇市福祉事務所長による法第25条第2項の規定による生活保護変更決定処分(令和〇年〇〇月〇〇日付け)をいう。
- 4 本件処分3 処分庁〇〇市福祉事務所長による法第25条第2項の規定による生活保護変更決定処分(令和〇年〇〇月〇〇日付け)をいう。
- 5 本件処分4 処分庁〇〇市福祉事務所長による法第25条第2項の規定による生活保護変更決定処分(令和〇年〇〇月〇〇日付け)をいう。
- 6 本件処分5 処分庁〇〇市福祉事務所長による法第25条第2項の規定による生活保護変更決定処分(令和〇年〇〇月〇〇日付け)をいう。
- 7 本件処分6 処分庁〇〇市福祉事務所長による法第25条第2項の規定による生活保護変更決定処分(令和〇年〇〇月〇〇日付け)をいう。
- 8 本件処分7 処分庁〇〇市福祉事務所長による法第25条第2項の規定による生活保護変更決定処分(令和〇年〇〇月〇〇日付け)をいう。
- 9 本件各処分 本件処分1、本件処分2、本件処分3、本件処分4、本件処分5、本件処分6及び本件処分7をいう。
- 10 本件審査請求1 本件処分1に係る審査請求をいう。
- 11 本件審査請求2 本件処分2に係る審査請求をいう。
- 12 本件審査請求3 本件処分3に係る審査請求をいう。
- 13 本件審査請求4 本件処分4に係る審査請求をいう。

- 1 4 本件審査請求5 本件処分5に係る審査請求をいう。
- 1 5 本件審査請求6 本件処分6に係る審査請求をいう。
- 1 6 本件審査請求7 本件処分7に係る審査請求をいう。
- 1 7 本件各審査請求 本件審査請求1、本件審査請求2、本件審査請求3、本件審査請求4、本件審査請求5、本件審査請求6及び本件審査請求7をいう。

## 第1 審査会の結論

- 1 本件審査請求1は、棄却すべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。
- 2 本件処分2及び本件処分3は、取り消すべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。
- 3 本件審査請求4、本件審査請求5、本件審査請求6及び本件審査請求7は、却下すべきであるとする審査庁の判断は妥当である。

## 第2 事案の概要

審査請求人は、法による保護（以下「保護」という。）を受けており、審査請求人及び審査請求人の子（以下「審査請求人ら」という。）について障害者加算を受けていたところ、審査請求人らは精神障害者保健福祉手帳（以下「手帳」という。）の更新の手続きを行わず、審査請求人らの手帳は令和〇年〇〇月〇〇日をもって失効した。このため処分庁は、本件各処分とは別に令和〇年〇〇月から〇〇月までの各月に係る障害者加算を削除する処分（以下「別件処分」という。）を行うとともに、支給済みの令和〇年〇〇月から令和〇年〇〇月までの各月に係る障害者加算について、本件各処分により、返還を求めるなどした。

本件各審査請求は、審査請求人が本件各処分の取消しを求めて提起したものである。

## 第3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、次のように述べ、本件各処分は取り消されるべきであると主張する。

- 1 審査請求人らが通院していた病院が閉院したため、他の病院を探していたところ、コロナ禍となり、感染を恐れて治療を中断することとなってしまった。
- 2 本件処分1については、支給された保護費を費消してしまったので返還することができない。

- 3 本件処分2、本件処分3、本件処分4、本件処分5、本件処分6及び本件処分7は、最近の激しい物価上昇を考慮せず、令和〇年〇〇月から〇〇月までの保護費を一方的に減額するものであり、生存権が脅かされている。

#### 第4 審理員意見書の要旨

##### 1 本件処分1、本件処分2及び本件処分3について

審理員意見書には、本件処分1については、処分に違法又は不当な点はなく、本件審査請求1は理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により棄却されるべきである旨、本件処分2及び本件処分3については、別件処分により障害者加算を遡及して削除したにもかかわらず、令和〇年〇〇月から〇〇月までの各月に係る障害者加算〇〇, 〇〇〇円のうち、〇〇, 〇〇〇円について、同年〇〇月及び〇〇月の各月における収入として認定した違法があることから、行政不服審査法第46条第1項の規定により取り消されるべきである旨、それぞれ記載されており、それらの理由はおおむね次のとおりである。

##### (1) 返還の要否について

審査請求人らの手帳は、令和〇年〇〇月〇〇日をもって失効したところ、審査請求人らは、令和元年〇〇月〇〇日から本件処分1、本件処分2及び本件処分3がなされるまで、2年半以上にわたり精神科等を受診していない。また、手帳の有効期限が近づいて以降は、処分庁から再三にわたり受診するよう促されていたにもかかわらず受診しなかった。これらの事情の下では、処分庁が「積極的に障害者加算の要件該当性が失われたことを基礎付ける事由」を確認していなかったとしても、それが違法又は不当であるとまではいえず、審査請求人は、手帳の有効期限が失効して以降の令和〇年〇〇月から令和〇年〇〇月までの各月に係る障害者加算を返還しなければならない。

##### (2) 返還方法について

ア 本件処分1は、令和〇年〇〇月から令和〇年〇〇月までの各月に係る障害者加算について法第63条の規定による返還を求めるものであるところ、同条の規定により返還を求めたこと及び返還額に違法又は不当な点はない。

イ 本件処分2及び本件処分3は、令和〇年〇〇月から〇〇月までの各月に係る障害者加算〇〇, 〇〇〇円のうち、〇〇, 〇〇〇円について、同年〇〇月及び〇〇月の各月において、それぞれ収入として認定したものであるが、処分庁は、同年〇〇月〇〇日ころに、同年〇〇月から〇〇月までの各月に

係る障害者加算を遡及して削除する別件処分を行っているから、それらの月に係る障害者加算については、民法（明治29年法律第89号）上の不当利得として返還を求めるべきであり、同年〇〇月以降の収入として計上することは違法であるといわなければならない。

2 本件審査請求4、本件審査請求5、本件審査請求6及び本件審査請求7について

審理員意見書には、本件審査請求4、本件審査請求5、本件審査請求6及び本件審査請求7は、存在しない処分を取り消すことはできないため不適法であるから、行政不服審査法第45条第1項の規定により、却下されるべきである旨記載されている。

## 第5 審査庁の説明の要旨

当審査会に対する審査庁の説明の要旨は、おおむね次のとおりである。

- 1 審理員による審理手続は適正であったこと。
- 2 審理員による事実認定及び法令解釈は、妥当であると考えられること。
- 3 よって、審理員の判断と同様、本件各審査請求は以下のとおり判断するのが相当であること。
  - (1) 本件審査請求1は、棄却するのが相当である。
  - (2) 本件処分2及び本件処分3は、取り消すのが相当である。
  - (3) 本件審査請求4、本件審査請求5、本件審査請求6及び本件審査請求7は、却下するのが相当である。

## 第6 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和5年 3月16日	諮問
令和5年 4月26日	審議（第14回第2部会）
令和5年 5月17日	審議（第15回第2部会）

## 第7 審査会の判断の理由

当審査会は、審理員意見書及び事件記録に基づき本件審査請求について検討し

た結果、次のとおり判断する。

## 1 法の規定等

### (1) 法

ア 法第4条は、保護の補足性について、次のとおり規定している。

「第4条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」

2 民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

3 前2項の規定は、急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことを妨げるものではない。」

イ 法第8条は、保護の基準及び程度について、次のとおり規定している。

「第8条 保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」

2 前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。」

ウ 法第19条は、保護の実施機関について、次のとおり規定している。

「第19条 都道府県知事、市長及び社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）を管理する町村長は、次に掲げる者に対して、この法律の定めるところにより、保護を決定し、かつ、実施しなければならない。」

一 その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する要保護者

二 居住地がないか、又は明らかでない要保護者であつて、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に現在地を有するもの

2 居住地が明らかである要保護者であつても、その者が急迫した状況にあるときは、その急迫した事由が止むまでは、その者に対する保護は、前項の規定にかかわらず、その者の現在地を所管する福祉事務所を管理する都道府県知事又は市町村長が行うものとする。

3 第30条第1項ただし書の規定により被保護者を救護施設、更生

施設若しくはその他の適当な施設に入所させ、若しくはこれらの施設に入所を委託し、若しくは私人の家庭に養護を委託した場合又は第34条の2第2項の規定により被保護者に対する次の各号に掲げる介護扶助を当該各号に定める者若しくは施設に委託して行う場合においては、当該入所又は委託の継続中、その者に対して保護を行うべき者は、その者に係る入所又は委託前の居住地又は現在地によつて定めるものとする。

一 居宅介護（第15条の2第2項に規定する居宅介護をいう。以下同じ。）（特定施設入居者生活介護（同項に規定する特定施設入居者生活介護をいう。）に限る。） 居宅介護を行う者

二 施設介護（第15条の2第4項に規定する施設介護をいう。以下同じ。） 介護老人福祉施設（介護保険法第8条第27項に規定する介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）

三 介護予防（第15条の2第5項に規定する介護予防をいう。以下同じ。）（介護予防特定施設入居者生活介護（同項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護をいう。）に限る。） 介護予防を行う者

4 前3項の規定により保護を行うべき者（以下「保護の実施機関」という。）は、保護の決定及び実施に関する事務の全部又は一部を、その管理に属する行政庁に限り、委任することができる。

5から7まで 略 』

エ 法第63条は、保護費の返還について、次のとおり規定している。

「第63条 被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」

## (2) 保護基準

法第8条第1項の「厚生労働大臣の定める基準」として「生活保護法による保護の基準」（昭和38年厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。）が定められている。そして、保護基準別表第1第2章2は、障害者加算について、次のとおり定めている。なお、保護基準別表第9は、〇〇市の級地を2級地と定めている。

「2 障害者加算

(1) 加算額（月額）

		(2)のアに該当する者	(2)のイに該当する者
在宅者	1級地	26,810円	17,870円
	2級地	24,940	16,620
	3級地	23,060	15,380
入院患者又は社会福祉施設若しくは介護施設の入所者		22,310	14,870

(注) 略

(2) 障害者加算は、次に掲げる者について行う。

ア 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の身体障害者障害程度等級表（以下「障害等級表」という。）の1級若しくは2級又は国民年金法施行令（昭和34年政令第184号）別表に定める1級のいずれかに該当する障害のある者（症状が固定している者及び症状が固定してはいないが障害の原因となった傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた後1年6月を経過した者に限る。）

イ 障害等級表の3級又は国民年金法施行令（昭和34年政令第184号）別表に定める2級のいずれかに該当する障害のある者（症状が固定している者及び症状が固定してはいないが障害の原因となった傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた後1年6月を経過した者に限る。）。ただし、アに該当する者を除く。

(3)から(5)まで 略

(3) 次官通知

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第8の3(3)は、収入として認定しない収入について、次のとおり定めている。なお、次官通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第3項に規定する「第一号法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準」である。

「(3) 次に掲げるものは、収入として認定しないこと。

ア 社会事業団体その他（地方公共団体及びその長を除く。）から被保

- 護者に対して臨時的に恵与された慈善的性質を有する金銭であつて、社会通念上収入として認定することが適当でないもの
- イ 出産、就職、結婚、葬祭等に際して贈与される金銭であつて、社会通念上収入として認定することが適当でないもの
- ウ 他法、他施策等により貸し付けられる資金のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額
- エ 自立更生を目的として恵与される金銭のうち当該被保護世帯の自立更生のためにあてられる額
- オ 災害等によって損害を受けたことにより臨時的に受ける補償金、保険金又は見舞金のうち当該被保護世帯の自立更生のためにあてられる額
- カ 保護の実施機関の指導又は指示により、動産又は不動産を売却して得た金銭のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額
- キ 死亡を支給事由として臨時的に受ける保険金（オに該当するものを除く。）のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額
- ク 高等学校等で就学しながら保護を受けることができるものとされた者の収入のうち、次に掲げるもの（ウからキまでに該当するものを除く。）
- (ア) 生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）別表第7「生業扶助基準」に規定する高等学校等就学費の支給対象とならない経費（学習塾費等を含む。）及び高等学校等就学費の基準額で賄いきれない経費であつて、その者の就学のために必要な最小限度の額
- (イ) 当該被保護者の就労や早期の保護脱却に資する経費に充てられることを保護の実施機関が認めた場合において、これに要する必要最小限度の額
- ケ 心身障害児（者）、老人等社会生活を営むうえで特に社会的な障害を有する者の福祉を図るため、地方公共団体又はその長が条例等に基づき定期的に支給する金銭のうち支給対象者一人につき8,000円以内の額（月額）
- コ 独立行政法人福祉医療機構法第12条第1項第10号に規定する心身障害者扶養共済制度により地方公共団体から支給される年金
- サ 地方公共団体又はその長から国民の祝日たる敬老の日又は子供の日



の行事の一環として支給される金銭

シ 現に義務教育を受けている児童が就労して得た収入であって、収入として認定することが適当でないもの

ス 戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金又は戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法による特別弔慰金

セ 未帰還者に関する特別措置法による弔慰料（同一世帯内に同一の者につきスを受けることができる者がある場合を除く。）

ソ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）により支給される医療特別手当のうち37,220円並びに同法により支給される原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当及び葬祭料

タ 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法又は戦没者の父母等に対する特別給付金支給法により交付される国債の償還金

チ 公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号）により支給される療養手当及び同法により支給される次に掲げる補償給付ごとに次に定める額

(ア) 障害補償費（介護加算額を除く。）

障害の程度が公害健康被害の補償等に関する法律施行令（昭和49年政令第295号）第10条に規定する表（以下「公害障害等級表」という。）の特級又は1級に該当する者に支給される場合

34,900円

障害の程度が公害障害等級表の2級に該当する者に支給される場合

17,450円

障害の程度が公害障害等級表の3級に該当する者に支給される場合

10,490円

(イ) 遺族補償費 34,900円

ツ 国及び地方公共団体が実施する統計調査の調査対象となり、協力した際に謝礼として支給される金銭」

#### (4) 局長通知

ア 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第7の2(2)エは、障害者加算の取扱いについて、次のとおり定めている。なお、

局長通知は、地方自治法第245条の9第3項に規定する「第一号法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準」である。

「エ 障害者加算

(ア) 障害の程度の判定は、原則として身体障害者手帳、国民年金証書、特別児童扶養手当証書又は福祉手当認定通知書により行うこと。

(イ) 身体障害者手帳、国民年金証書、特別児童扶養手当証書又は福祉手当認定通知書を所持していない者については、障害の程度の判定は、保護の実施機関の指定する医師の診断書その他障害の程度が確認できる書類に基づき行うこと。

(ウ)から(オ)まで 略 」

イ 局長通知第8の1(5)は、勤労（被用）収入、農業収入、農業以外の事業（自営）収入及び恩給、年金等の収入以外の収入の認定について、次のとおり定めている。

「(5) その他の収入

(1)から(4)までに該当する収入以外の収入はその全額を当該月の収入として認定すること。ただし、これによることが適当でない場合は、当該月から引き続く6箇月以内の期間にわたって分割認定するものとする。 」

ウ 局長通知第10の2(8)は、最低生活費又は収入充当額の認定を変更すべき事由が事後において明らかとなった場合の取扱いについて、次のとおり定めている。

「(8) 最低生活費又は収入充当額の認定を変更すべき事由が事後において明らかとなった場合は、法第80条を適用すべき場合及び(7)のエによるべき場合を除き、当該事由に基づき扶助費支給額の変更決定を行なえば生ずることとなる返納額（確認月からその前々月までの分に限る。）を、次回支給月以後の収入充当額として計上して差し支えないこと。（この場合、最低生活費又は収入充当額の認定変更に基づく扶助費支給額の遡及変更決定処分を行なうことなく、前記取扱いの趣意を明示した通知を発して、次回支給月以後の扶助費支給額決定処分を行なえば足りるものであること。） 」

(5) 加算認定通知

「生活保護法による保護における障害者加算等の認定について」（昭和40年5月14日付け社保第284号厚生省社会局保護課長通知。以下「加算認

定通知」という。) 1から3までは、障害者加算等の認定について、次のとおり定めている。なお、加算認定通知は、地方自治法第245条の9第3項に規定する「第一号法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準」である。

「1 生活保護法による保護における各種加算（放射線障害者加算を除く。）の対象とすべき障害者の認定は、必ずしも当該障害者を支給要件とする年金又は手当（以下「関連年金等」という。）における裁定又は認定をまっで行うべきものではないこと。

したがって現に関連年金等の裁定等を受けていない障害者から加算についての申告があったときは、関連年金等の受給に必要な手続をとるよう指示するとともに、3により加算の適否について保護の実施機関としての認定を行うこと。

2 要保護者から関連年金等の裁定等を受けている旨の申告があったときは、保護の実施機関として特に診断書等を徴することなく当該裁定等の事実を確認のうえ相応の加算を認定して差しつかえないこと。

3 要保護者であって関連年金等の受給手続中である等のため保護の実施機関として加算の適否を認定する必要があると認められる者については、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、児童相談所、精神保健福祉センターその他実施機関の指定する医師の診断により認定を行うこと。

ただし、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた精神障害者であって当該手帳の交付年月日又は更新年月日が当該障害の原因となった傷病について初めて医師の診療を受けた後1年6月を経過しているものについては、医師の診断に代えて当該手帳により認定を行って差し支えないこと。この場合において、初めて医師の診療を受けた日の確認は、当該手帳発行の際の医師の診断書（写しを含む。以下同じ。）を確認することにより行うものとする。

なお、当該傷病について初めて医師の診療を受けた日の確認は、都道府県精神保健福祉主管部局において保管する当該手帳を発行した際の医師の診断書を確認することにより行うものとする。

おって、保健所において当該手帳を発行した際の医師の診断書を保管する場合は、当該診断書を確認することにより行うこととして差し支えないこと。」

(6) 「精神障害者保健福祉手帳による障害者加算の障害の程度の判定について」

「精神障害者保健福祉手帳による障害者加算の障害の程度の判定について」（平成7年9月27日付け社援保第218号厚生省社会・援護局保護課長通知）2(2)は、手帳に記載された障害等級と国民年金法施行令（昭和34年政令第184号）別表に規定されている障害の程度との関係について、「手帳の1級に該当する障害は国民年金法施行令（昭和34年政令第184号）別表に定める1級の障害と、同手帳の2級に該当する障害は同別表に定める2級の障害と、それぞれ認定する」としている。

#### (7) 費用返還等取扱通知

「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成24年7月23日付け社援保発第0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「費用返還等取扱通知」という。）1(1)は、法第63条の規定による返還の対象額について、次のとおり定めている。

##### 「(1) 返還対象額について

法第63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること。

ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない。

なお、返還額から控除する額の認定に当たっては、認定に当たっての保護の実施機関の判断を明確にするため、別添1の様式を活用されたい。

- ① 本人が十分注意を払っていたにもかかわらず盗難等の不可抗力により消失した額であって、警察にも遺失届が出されており、消失が不可抗力であることを確実に証明できる場合。
- ② 家屋補修、生業等の一時的な経費であって、保護（変更）の申請があれば保護費の支給が認められると保護の実施機関が判断する範囲のものに充てられた額。（保護基準額以内の額に限る。）
- ③ 当該収入が、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知）第8の3の(3)に該当するものにあつては、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知）第8の40の認定基準に基づき、保護の実施機関が認められた額。（事前に実施機関に相談があったものに限る。ただし、事後に相談があったことについて真にやむを得ない事情が認められるものに

については、挙証資料によって確認できるものに限り同様に取り扱って差しつかえない。)

- ④ 当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額。

ただし、以下の使途は自立更生の範囲には含まれない。

(ア) いわゆる浪費した額（当該収入を得たことを保護の実施機関に届け出ないまま費消した場合を含む）

(イ) 贈与等により当該世帯以外のために充てられた額

(ウ) 保有が容認されない物品等の購入のために充てられた額

(エ) 保護開始前の債務に対する弁済のために充てられた額

- ⑤ ④にかかわらず、遡及して受給した年金については、(2)により取扱うこと。

- ⑥ 当該収入があったことを契機に世帯が保護から脱却する場合であれば、今後の生活設計等から判断して当該世帯の自立更生のために真に必要と保護の実施機関が認めた額。この場合、当該世帯に対してその趣旨を十分説明するとともに、短期間で再度保護を要することとならないよう必要な生活指導を徹底すること。

なお、「当該収入があったことを契機に世帯が保護から脱却する場合」とは、当該収入から過去に支給した保護費相当額を返還した上でなお残額があり、その残額により今後相当期間生活することが可能であると見込まれる場合や、残額がない場合であっても当該収入を得ると同時に定期的収入等が得られるようになった場合をいう。

そのため、当該収入に対して保護費の返還を求めないことと同時に、専ら当該世帯の今後の生活費用全般に充てることを「自立更生」に当たるものとする取扱いは認められないので留意すること。」

- (8) 「生活保護問答集について」

「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡）問13-17には、法第63条の費用返還と法第80条の返還免除との関係について、次の問答がある。

「問13-17〔法第63条の費用返還と法第80条の返還免除との関係〕

法第63条の規定による費用の返還と法第80条の規定による返還の免除との関係について説明されたい。

(答) 法第63条の規定は、資力があるにもかかわらず保護を受けた者があるときは、もとの処分自体は有効なものとし、一方において、特別に費用返還義務を定めたものである。法第80条の規定は、保護の変更、廃止又は停止が行われたことに伴い、既に前渡された保護金品のうち当該変更等のあった日以降の分を返還させるべき場合には、返還の免除が可能である旨を定めたものである。すなわち、前者においては、返還すべき費用に係る処分決定は有効であるが、後者においては、返還すべき費用に係る決定処分は存在しない。したがって、次のような例においては、理論的に考えれば、現実に被保護者に支給された保護金品は $(A + A' + A'')$ であるが、法第63条の規定により保護の実施機関が裁量の対象とすべき額は $(A + A' + B)$ であって、 $(A'' - B = C)$ の部分は、法第80条の規定による返還免除の対象となり得ることとなる。また、この2つの規定の前提となる返還義務は異質なものである。すなわち、法第63条は、扶助費の変更決定を行わないままで費用返還義務を定めたものである。法第80条は扶助費の廃止、変更に伴う保護費の返還義務自体の根拠規定ではない。すなわち、保護の廃止、変更等に伴い前渡した保護費を支弁者に返還する義務は、民法第703条により生ずることになり、法第80条は廃止、変更に伴い財務処理上「戻入」すべき返還額の免除を規定したものである。

<参考図> 略

## 2 判断

(1) 本件審査請求4、本件審査請求5、本件審査請求6及び本件審査請求7について

審査請求人は令和4年8月2日に本件各審査請求を提起したものであるが、当時、本件処分4、本件処分5、本件処分6及び件処分7は行われていなかった。未だ行われていない処分について取消しを求めることとなったのは、審査請求人が審査請求書に「令和○年○○月から○○月の○○ヶ月分の令和○年○○月から○○月にわたる過払金収入充当処分の取消を求めます」と記載したことによるものであるが、存在しない処分を取り消すことはできないから、本件審査請求4、本件審査請求5、本件審査請求6及び本件審査請求7は、不適法といわざるを得ない。

(2) 本件処分1、本件処分2及び本件処分3について

ア 返還の要否について

障害者加算は、一般に身体障害者手帳、国民年金証書、特別児童扶養手当証書又は福祉手当認定通知書（精神障害者については、一定の場合に手帳を含む。）に基づいて行われる。このため、一般に身体障害者手帳等が失効すれば、障害者加算は支給の根拠を失い、支給が停止されるとともに、仮に失効後も引き続き支給されていた障害者加算がある場合には、これを返還しなければならない。しかし、障害者加算は、身体障害者手帳等を所持しているという外形的な事実に対して支給されるものではなく、障害があることにより必要となる特別の需要がある者に対し、これを補うために支給されるものであることから、手帳の有効期限が切れた後も引き続き支給されていた障害者加算の返還については、単に手帳の有効期限が切れたというだけではなく、「積極的に障害者加算の要件該当性が失われたことを基礎付ける事由」が存在する必要があると解されており、さらに、そのような事由が存在することについては、返還金額を決定する保護の実施機関（法第19条第4項に規定する保護の実施機関をいう。）が立証責任を負うものと解されている（東京地方裁判所平成31年4月17日判決（以下「東京地裁判決」という。））。

そこで、これを本件について見ると、審査請求人は障害者加算の支給を受けていたところ、審査請求人らの手帳は、令和〇年〇〇月〇〇日をもって失効した。ところが、その後も令和〇年〇〇月から令和〇年〇〇月までの各月に係る障害者加算の支給を受けていたというのであるから、審査請求人は、原則としてこれを返還しなければならない。しかし、一方で、処分庁は、本件処分1、本件処分2及び本件処分3を行うに当たり、審査請求人らの手帳が失効したこと以外に、特段「積極的に障害者加算の要件該当性が失われたことを基礎付ける事由」の確認を行っていない。そうすると、処分庁はこれらの処分を行うことができないのではないかと考えられる。

そこで検討すると、審査請求人らは、〇〇が閉院した令和〇年〇〇月〇〇日から本件処分1、本件処分2及び本件処分3がなされるまで、2年半以上にわたり精神科又は心療内科を受診していない。特に、手帳の有効期限が近づいてから、あるいは手帳が失効してからは、処分庁から、再三にわたり、更新の申請あるいは新たな手帳の交付の申請のために受診するよう促されていたにもかかわらず、受診しなかったものである。審査請求人が受診を拒む理由は新型コロナウイルス感染症の危険があるからというも

のであるが、コロナ禍にあっても必要な受診はするべきであると考えられ、頑なに受診を拒み、手帳の更新の申請あるいは新たな手帳の交付の申請をしようとしなない審査請求人の態度が適切であるとはいえない。また、本件において「積極的に障害者加算の要件該当性が失われたことを基礎付ける事由」を確認しようと思えば、結局、審査請求人に医師の診断を受けさせるほかないものと考えられるところ、審査請求人はこれを拒むものであり、処分庁が「積極的に障害者加算の要件該当性が失われたことを基礎付ける事由」を確認することは、甚だ困難であったものといえる。そうすると、処分庁が「積極的に障害者加算の要件該当性が失われたことを基礎付ける事由」を確認していなかったとしても、それが違法又は不当であるとまではいえない。

したがって、審査請求人は、原則に戻り、令和〇年〇〇月から令和〇年〇〇月までの各月に係る障害者加算を返還しなければならない。

なお、審査請求人らは、本件処分1、本件処分2及び本件処分3の後も、少なくとも令和〇年〇〇月〇〇日までは精神科又は心療内科を受診していない。また、手帳についても、少なくとも令和〇年〇〇月〇〇日まで新たな手帳の交付の申請をしていない。一方、東京地裁判決の事件は、手帳の失効後も精神科又は心療内科を受診し、法第63条の規定による生活保護費用返還金決定処分の2月後には改めて障害等級を2級とする手帳を取得していた事案である。

#### イ 返還方法について

資力があるにもかかわらず保護を受けた者は法第63条の規定により保護費を返還しなければならないが、このうち、収入の認定を変更すべき事由が事後において明らかとなったことにより返還しなければならないものについては、その事由により保護費の変更の決定を行えば生ずることとなる返納額（確認月からその前々月までの分に限る。）をその後の月の収入として計上して差支えないとされている（局長通知第10の2(8)）。ただし、このような取扱いをするためには、既存の保護決定処分の遡及変更をしないことが前提となる。既存の保護決定処分を遡及変更した場合は、それにより過支給となっている部分は支給の根拠を失い、不当利得の状態となることから、返還は民法の不当利得の返還として行うこととなる。

これを本件について見ると、処分庁が支給済みの障害者加算の返還を求める必要があるとの判断に至ったのは令和〇年〇〇月であるところ、同年



〇〇月から〇〇月までの各月に係る障害者加算〇〇, 〇〇〇円については、本件処分2、本件処分3、本件処分4、本件処分5、本件処分6及び本件処分7により、同年〇〇月から〇〇月までの各月において、それぞれ〇〇, 〇〇〇円の収入として認定し、残りの令和〇年〇〇月から令和〇年〇〇月までの各月に係る障害者加算〇〇〇, 〇〇〇円については、本件処分1により、法第63条の規定による返還を求めたものと認められる。しかし、一方で、処分庁は、本件処分2、本件処分3、本件処分4、本件処分5、本件処分6及び本件処分7に先立つ令和〇年〇〇月〇〇日ころに、同年〇〇月から〇〇月までの各月に係る障害者加算〇〇, 〇〇〇円を遡及して削除する別件処分を行っている。そうすると、令和〇年〇〇月から〇〇月までの各月に係る障害者加算〇〇, 〇〇〇円については、不当利得の返還として返還を求めるべきであり、同年〇〇月以降の収入として計上することはできないといわなければならない。なお、審査請求人は、現在、本件処分2、本件処分3、本件処分4、本件処分5、本件処分6及び本件処分7により、実質的に〇〇, 〇〇〇円を徴収された上に、さらに同額の不当利得の返還を求められかねない立場に置かれているものである。

したがって、令和〇年〇〇月から令和〇年〇〇月までの各月に係る障害者加算〇〇〇, 〇〇〇円について、本件処分1により、法第63条の規定による返還を求めることとしたことに違法又は不当な点はないものの、同年〇〇月から〇〇月までの各月に係る障害者加算〇〇, 〇〇〇円のうち、〇〇, 〇〇〇円について、本件処分2及び本件処分3により、同年〇〇月及び〇〇月の各月において、それぞれ〇〇, 〇〇〇円の収入として認定したことは違法であるといわなければならない。

ウ 本件処分1により決定された返還額について

法第63条の規定による返還の対象額については、原則として資力があるにもかかわらず受けた保護の全額とされているものの、全額を返還対象とすることにより当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、費用返還等取扱通知1(1)①から⑥までに掲げる額を返還額から控除して差し支えないとされている。

そこで、これらに該当する金銭の有無について検討すると次のとおりである。

(ア) 費用返還等取扱通知1(1)①(盗難等の不可抗力により消失した額)について

該当する金銭はない。

(イ) 費用返還等取扱通知 1 (1)② (家屋補修、生業等の一時的な経費) について

該当する金銭はない。

(ウ) 費用返還等取扱通知 1 (1)③ (次官通知第 8 の 3 (3) に該当する収入) について

障害者加算は、次官通知第 8 の 3 (3) アからツまでのいずれにも該当しないから、費用返還等取扱通知 1 (1)③の適用はない。

(エ) 費用返還等取扱通知 1 (1)④ (自立更生のためのやむを得ない用途に充てられた経費) について

該当する金銭はない。

(オ) 費用返還等取扱通知 1 (1)⑤ (遡及して受給した年金収入に係る自立更生のための真にやむを得ない用途に充てられた経費) について

障害者加算は年金ではないから、費用返還等取扱通知 1 (1)⑤の適用はない。

(カ) 費用返還等取扱通知 1 (1)⑥ (当該収入があったことを契機に保護から脱却する場合における自立更生のために真に必要な経費) について

審査請求人は、障害者加算を得て保護から脱却したわけではないから、費用返還等取扱通知 1 (1)⑥の適用はない。

以上のとおり、控除することができる金銭はないから、返還額は、原則に従い、資力があるにもかかわらず受けた保護の全額である〇〇〇, 〇〇〇円となる。したがって、本件処分 1 の返還額に誤りはない。

(3) 第 3 の 2 の主張について

審査請求人は、本件処分 1 について支給された保護費を費消してしまったので返還することができないと主張するが、返還することができるかどうかと返還すべき義務があるかどうかとは、別の問題である。本件処分 1 は、返還すべき額を確定するものであり、返還することができるかどうかには左右されるものではない。

したがって、審査請求人の主張は認められない。

(4) 各通知の合理性について

なお、(2) アからウまでの取扱いに係る次官通知、局長通知、費用返還等取扱通知等の通知の内容に、不合理な点は見当たらない。

### 3 結論

以上のとおり、当審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈を含めた審査庁の判断の妥当性を審査した結果、審理手続、事実認定並びに法令の解釈及び適用のいずれについても適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

#### 4 付言

当審査会の結論及びその理由は上記のとおりであり、また、もとより処分庁を拘束するものではないが、この際、次の点を付言しておきたい。

##### (1) 受診に関する指導指示に関する工夫について

上記2 (2) アに関連して、処分庁においては、審査請求人らのように、保護世帯の全員が精神障害者保健福祉手帳を有し、病気への感染をおそれて病院を受診することを拒んでいるような場合は、当該世帯が医師の診察を受けやすくなる方法（訪問診療やインターネットを利用した受診の可能性を含む。）を検討し、同世帯に提示するなど、病院の受診につながるよう指導指示を工夫していただきたい。

##### (2) 保護費の過支給が後日判明した場合の取扱いについて

上記2 (2) イに関連して、処分庁においては、今後、保護費の過支給が後日判明した場合は、法第80条を適用すべき場合及び局長通知第10の2(7)のエによるべき場合を除き、局長通知第10の2(8)のとおり収入充当を行うか、又は保護費を遡及して減額する変更決定処分を行い不当利得として返還を求め、収入充当は行わないか、統一的な対応をするよう検討いただきたい。

(答申を行った部会の名称及び委員の氏名)

岐阜県行政不服審査会 第2部会

部会長 岩田尚之、委員 池田紀子、委員 三谷晋